



昭島市水道部告示第38号

東部配水場集中監視制御装置更新工事の入札について（公告）

東部配水場集中監視制御装置更新工事について制限付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和 8年 8月20日

昭島市長 白 井 伸 介



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 種 計装装置
- (2) 工 事 名 東部配水場集中監視制御装置更新工事
- (3) 工事場所 昭島市朝日町四丁目23番28号
- (4) 工事概要 別紙1のとおり
- (5) 工 期 契約締結の日から令和11年3月2日まで

2 入札参加資格要件

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において昭島市に登録があり、別表第1の入札参加資格要件に該当していること。ただし、共同企業体（JV）については、参加資格を有しないこととする。

3 欠格事項

以下の者は、入札に参加できない。

- (1) 電子調達サービスにおいて昭島市に登録がない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- (3) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成

11年法律第225号) 第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。) の者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱(平成23年4月1日実施)の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者

4 申請期間

令和8年8月20日(木)から令和8年8月28日(金)正午まで

5 申請方法

- (1) 入札に参加を希望する者は次に定める必要書類を提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加表明書(別紙2)

イ 建設業の許可について(通知)の写し

ウ 建設業許可申請書の別紙一、別紙二、別紙四の写し

エ 配置予定の技術者の資格者証、講習修了証等の写し。監理技術者資格者の場合は、監理技術者資格者証(表裏)の写し。

※ 申込みのために提出された書類は返却しない。

※ 上記アの書類については、令和8年8月20日(木)に昭島市公式ホームページにおいて配布する。

- (2) 提出方法

昭島市役所水道部業務課業務係(以下「業務係」という。)に郵送または配送すること。(令和8年8月28日(金)正午までに必着。)

6 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格審査の結果については、令和8年9月2日(水)にFAXで通知した後、同日原本を郵送にて発送する。

7 設計図書の貸し出し

設計図書の貸し出しは、令和8年9月2日(水)から9月9日(水)に業務係窓口において行う。

※ 設計図書を受け取る際は、あらかじめ業務係に電話をし、来庁日時の調整を必ず行うこと。

※ 貸し出した設計図書は、入札の日に返却すること。

8 設計図書等の質疑等

- (1) 質問提出期限 令和8年9月9日(水)正午まで

- (2) 質問回答日時 令和8年9月11日(金)午後5時まで

※ 質疑及び回答については、FAXで行うものとする。

9 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月18日(金)午後1時30分
- (2) 場所 昭島市水道部会議室棟2階 大会議室

10 入札条件

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 最低制限価格を設定する。

11 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。

12 入札の方法等

- (1) 入札には入札者(委任を受けた入札代理人を含む。以下同じ。)が直接参加するものとし、郵送等による入札は認めない。
- (2) 入札開始までに入札場所に出席できない者は、入札に参加することができない。
- (3) 入札者が他の入札者の代理を兼ねることはできない。
- (4) 入札場所に入場できる人数は、入札者ごとに2人以内とする。
- (5) 入札回数は、2回までとする。
- (6) 入札書には、件名、入札金額(消費税等相当額を含まない金額)、会社名及び代表者の氏名(代理人登録を含む。)を記載し、代表者印(登録代理人印を含む。)を押印する。ただし、入札代理人が入札するときは、委任状を提出する。
- (7) 開札は、入札書投かん後直ちに行う。

13 入札の無効

- (1) 次の入札は無効とする。
 - ア 本件入札に参加する資格がない者がした入札
 - イ 入札者が郵送等により行った入札
 - ウ 入札者が他の入札者の代理を兼ねて行った入札
- (2) 最低制限価格より低い金額をもって入札した者は、落札者となることができない。

14 入札の中止

入札参加者がいなかった場合は、本件の入札は中止する。

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則(昭和40年昭島市規則第4号)第46条に規定する担保を必要とする。

ただし、同規則第45条第2項第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は、免除とする。

16 工事代金の支払条件

- (1) 工事代金の支払は、契約の履行及び完了検査の終了後、請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。
- (2) 契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む。）の提出があったときは、契約金額の40%を超えない範囲で3億円を限度として前払金を支払う。
- (3) 契約にあたり、本工事が3ヵ年の継続工事であることから、請負業者の経営状況等に配慮し、昭島市契約事務規則第48条に定める部分払いを令和8年度から行う。。
- (4) 中間前金払については、昭島市公共工事に係る中間前金払の実施基準（平成27年4月1日施行）第4条第1項に基づき、本工事については支払わないものとする。

17 特記事項

関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。

18 問い合わせ先

昭島市役所水道部業務課業務係

住 所 〒196-0025 昭島市朝日町四丁目23番28号

電 話 042-543-6111

F A X 042-543-6118

別表第 1

電子調達サービスにおいて昭島市に登録があり、以下の要件を満たしていること。

〔入札参加資格要件〕

登録されている業種	計装装置		
昭島市に登録する本店又は営業所の所在地（注１）	本店の所在地が昭島市（市内本店業者として認定された者。）（A）		
	営業所の所在地が昭島市（市内営業所業者として認定された者。）（B）		
	・本店に登録している者は本店の所在地が都内（上記（A）に該当する者を除く。）（C） ・営業所に登録している者は営業所の所在地が都内（上記（B）に該当する者を除く。）		
昭島市に登録する本店又は営業所の建設業許可（注２）	電気通信工事業（一般又は特定）		
経営事項審査（電気通信）（注３）	所在地	総合評点（P）	完成工事高（２年又は３年平均）
	（A）	700以上	2億円以上
	（B）	750以上	3億円以上
	（C）	800以上	
経営状況（自己資本）（注３）	（A）	5,000万円以上	
	（B）（C）	8,000万円以上	
契約実績（注４）（注５）	令和３年４月１日から令和８年６月30日までの間に、都区市町村又は他官公庁（電子調達サービス建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十八版P30「入力にあたって」の表中の発注者区分に示されているものとする。）が発注した主に集中監視制御装置に関する工事を元請として単独でしゅん工した１件の契約金額が８億3,000万円以上の実績がある者。		

注 1 昭島市と契約する事業所等の所在地が（A）、（B）、（C）のいずれかに該当すること。なお、所在地が「本店の所在地が昭島市（A）」及び「営業所の所在地が昭島市（B）」については、本件公告日において昭島市に登録後の営業年数が 1 年以上であり、昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準に基づき、市内本店業者又は市内営業所業者として認定された者のみ該当するものとする。

注2 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業の許可（昭島市との契約に関し代理人を置く場合については、その代理人が所属する営業所等の許可）をいう。

注3 経営事項審査（電気通信）の総合評点、完成工事高（2年又は3年平均）及び経営状況（自己資本）については、一般競争入札参加資格確認申請書受領日（土日祝の場合は翌開庁日）に、電子調達サービスに反映された情報にて審査を行う。

注4 共同企業体（JV）での実績は除く。

注5 本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを対象とする。